



佐賀県公報

平成16年
10月1日
(金曜日)
第12514号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規則

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (五七・職員課) 一

告示

○一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (六一四・廃棄物対策課) 一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二

○平成十六年度改良普及員資格試験合格者 (農産課) 三

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三

○小城町宮門前地区土地改良事業施行決定 (農地整備課) 三

○平成十六年度佐賀県職員(工業・機械)採用選考試験の実施 (職員課) 三

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税務課) 五

公布された規則のあらまし

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第五七号)

1 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事務を水産課で所掌することとした。(第八条関係)

2 水産課に全国豊かな海づくり大会推進室を置くこととした。(第一四条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年一〇月四日から施行することとした。

規則

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十七号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の水産課の分掌事務に次の一号を加える。

十三 全国豊かな海づくり大会の開催に関すること。

第十四条中「原子力安全対策室を」の下に、「水産課に全国豊かな海づくり大会推進室を」を加え、「消防防災課長」を「課長」に改める。

附則

この規則は、平成十六年十月四日から施行する。

告示

◎佐賀県規則第六百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第九

条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請及び同法第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとおりであったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十六年十月一日

佐賀県知事 古川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
財団法人佐賀県環境クリーン財団

佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号

理事長 古川 康

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県東松浦郡鎮西町大字菖蒲字車木二六二三番一ほか六十二筆

三 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類の種類

1 一般廃棄物処理施設の種類の種類

最終処分場

2 産業廃棄物処理施設の種類の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第七条第十四号イに規定する最終処分場をいう。）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

1 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類

不燃物及び溶融残さ

2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

燃え殻（溶融スラグ）、汚泥（無機性）、鋳さい、がれき類及び十三号廃棄物（政令第二条第十三号に規定する廃棄物をいう。）

五 申請年月日

平成十六年八月三十一日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

1 縦覧の場所

佐賀県唐津保健所（唐津市大名小路三番一号）

2 縦覧の期間及び時間

平成十六年十月一日から平成十六年十一月一日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

1 提出期限

平成十六年十一月十五日

2 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

3 提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇―八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五十九号）又は佐賀県唐津保健所（郵便番号八四七―〇一二 唐津市大名小路三番一号）

4 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

① 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

② 意見書を提出する対象施設の名称

③ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

④ 生活環境保全上の見地からの意見

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年11月8日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 ひかり

(2) 代表者の氏名 石橋 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市桜町1424番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人や高齢の人その他地域の人々に対して、自立生活の支援や保健・福祉の増進等を始めとした文化的で暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

平成16年度佐賀県改良普及員資格試験合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古川 康

1	3	5	6	7	15	16	17	19	20	21
22	23	26	28	29	37	38	39	40	42	44
45	48	51	52	54	55	56	57	58	61	63
64	65	67	69	71	73	75	76	77	80	82
84	88									

以上46名

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

東松浦郡浜玉町大字横田字金竹1135番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市菜畑3221番地138

グリーンアーツ株式会社

小城市長 江里口 秀次から協議のあった小城市営土地改良事業（基盤整備促進 農業用排水施設）門前地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

小城市営土地改良事業（基盤整備促進 農業用排水施設）門前地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年10月4日から平成16年11月1日まで

3 縦覧の場所

小城市役場

平成16年度佐賀県職員（工業：機械）採用選考試験を次のとおり行います。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古川 康

- 1 職種 工業（研究員）
- 2 採用予定人員 機械（機械工学、福祉工学等）関係 1名
- 3 職務内容 試験研究機関における試験研究及び技術指導
- 4 受験資格

大学卒業程度の能力を有する者で、昭和44年4月2日から昭和58年4月1日まで生まれたもの。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 選考の方法、日時及び場所

選考の方法	日時・場所
第1次選考 適性検査、専門試験及び面接試験	適性検査及び専門試験 平成16年11月19日（金） 佐賀県庁（佐賀市城内一丁目1番59号） 詳細については、別途応募者に連絡します。
第2次選考 身体検査	平成17年1月 詳細については、第1次選考合格通知の際、本人に通知します。

6 採用予定の時期

平成17年4月1日以降

- 7 勤務予定箇所 佐賀県工業技術センター等
- 8 給与等（現行）
 - (1) 給料月額 大学新卒者の場合 183,500円
経歴等により、上記の額以上になる場合があります。
 - (2) このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。
- 9 応募方法
 - (1) 提出書類
 - ア 受験申込書 1通
 - イ 履歴書（市販のもので可。写真を添付すること。） 1通
 - ウ 最終学校卒業（見込み）証明書 1通
 - エ 卒業論文等これまでの研究テーマとその概要（A4判 1～2枚）
1通
 - (2) 提出先
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県経営支援本部職員課人事担当
郵送による場合は、封筒の表に「佐賀県職員（工業）応募書類在中」と朱書きの上、配達記録郵便で送付してください。
 - 10 募集期間
平成16年10月1日（金）から同年10月29日（金）まで
郵送による場合は、同年10月29日（金）の消印のあるものまで受け付けます。
 - 11 第1次選考合格者発表
平成16年12月下旬頃（合格者に文書で通知します。）
 - 12 第1次選考結果の開示

この選考の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に職員課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の閉庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	第1次選考合格者発表の日から1か月間	経営支援本部職員課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟4階)

13 問い合わせ先

不明な点があれば、佐賀県経営支援本部職員課人事担当（電話 0952-25-7011（直通））に電話でお問い合わせください。

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第146条の3第2項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成16年10月1日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称
鐘ヶ江石油株式会社 代表取締役 鐘ヶ江 清秋
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
藤津郡塩田町大字馬場下甲1695番地7
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成16年9月1日

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)